

(平成21年6月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

7 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から42年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から42年8月まで
社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間について未加入との回答を得た。短大在学時で20歳となった昭和41年10月に、母が国民年金の加入手続を行い、納付組織を通じて保険料を納付してくれたはずであり、未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有する国民年金手帳の記号番号は、申立期間を経過した昭和47年8月11日に払い出されており、この時期加入手続が行われたものと考えられる。

また、申立期間のうち昭和41年10月から42年3月までは学生であり、国民年金の任意加入期間となることから、さかのぼって資格を取得し、保険料を納付することはできない。

さらに、昭和42年4月から同年8月までの期間についても、47年8月の時点では時効により保険料を納付することはできない。

加えて、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によっても、申立期間に申立人に別の記号番号が払い出されていることは確認できなかった。

このほか、申立人は、国民年金の加入手続に関与しておらず、申立人の母も既に死亡しているため、詳細が不明であるほか、申立期間について国民年金に加入し、保険料を納付したことを裏付ける関連資料も無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から43年3月までの期間及び46年12月から49年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年8月から43年3月まで
② 昭和46年12月から49年1月まで

社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間①及び②について未加入との回答を得た。

申立期間①については母が、申立期間②については妻が、それぞれ会社を退職した後に加入手続を行い、保険料を納付してくれたはずであり、未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は母及び妻が加入手続を行い、婦人会を通じて保険料を納付してくれたはずであると主張しているが、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳、A市が保管する国民年金被保険者名簿の記録とも未加入となっている。

また、申立期間①について申立人は、当時農業に従事していた申立人の両親と同居していたが、母は、昭和36年4月以降60歳まで国民年金保険料を完納しているが、父が国民年金に加入したのは45年7月であり、それ以前の期間の年金の加入記録は確認できない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び納付に関与しておらず、詳細が不明であるほか、加入手続を行ったとする申立人の母からも事情を聴取することはできない。

申立期間②について、申立人の保険料を納付したとする申立人の妻の国民年金の記録を確認すると、昭和47年4月に初めて国民年金の被保険者資格を取得し、同月から保険料を納付しており、申立期間②のうち46年

12月から47年3月までについては年金に未加入となっている。

加えて、申立人には2つの国民年金手帳の記号番号があったが、そのうち後から払い出された記号番号は、前後の任意加入者の資格取得年月日から昭和49年5月ごろ払い出されている。仮に、申立人が同年1月まで保険料を納付していたのであれば、そのわずか4か月後に申立人に別の番号が払い出されるとは考え難い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から48年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から48年6月まで

社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間が未納となっていた。両親がA町（現在は、B町）役場で国民年金の加入手続きを行い、納付組織で保険料を毎月納付してくれたはずであり、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続きに関与しておらず、加入時期は不明としているほか、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、前後の任意加入者の資格取得日から、申立期間経過後の昭和55年6月末ごろであり、36年4月30日にさかのぼって資格取得していることから、申立人の両親が申立人に係る申立期間の保険料を、現年度保険料のみを取扱う納付組織を通じて納付することはできない。

また、申立人は、昭和47年8月4日にC市D区に転出していることから、申立期間のうち、47年8月以降については、A町の納付組織を通じて保険料を納付することはできない。

さらに、申立人には現在保有している2冊の年金手帳以外に国民年金手帳を受け取った記憶が無く、2冊の手帳には、いずれも同じ記号番号が記載されており、このほか別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、社会保険庁の記録では、申立人の昭和36年4月から43年10月までの国民年金保険料は、55年6月30日に第3回特例納付により一括納付されているが、申立期間の保険料の納付記録は確認できず、B町が保管する国民年金被保険者名簿の記録も同様となっている。

このほか、申立人は、国民年金の加入手続及び納付に関与しておらず、申立人の母も当時の状況を覚えていないことから、加入手続等の詳細は不明である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から49年4月まで
社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間について未加入との回答を得た。20歳となった昭和47年5月に、父が国民年金の加入手続を行い、4月分から保険料を納付してくれたはずであり、未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有する国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月にA市B区から払い出され、申立人は、同年9月1日にさかのぼって資格取得しており、申立期間は未加入期間であり、保険料納付はできない。

また、申立人は、現在保有している年金手帳以外に別の手帳を受け取った記憶は無いとしており、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の両親も既に死亡しているため、加入手続等の詳細は不明である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鳥取国民年金 事案 176（事案 23 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 8 月から 48 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月から 48 年 12 月まで
昭和 51 年 4 月 2 日に旧 A 町（現在は、B 町）役場に婚姻届を提出したが、その際、役場の職員から 20 歳まで 92 か月分さかのぼって年金保険料の納付が可能との説明を受け、持ち合わせがあったため、当日、一括納付した。最近、社会保険事務所で確認したところ、27 か月分しかさかのぼって納付した記録となっておらず、申立期間が未納となっており、納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、国民年金の加入手続を行った時点では時効により納付できず、当時は特例納付できない期間であったことから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 3 月 10 日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、「B 町役場に確認したところ、過年度保険料を収納したことがあったとの証言を得ることができたので、再度調べてほしい。」と主張していることから、旧 A 町の当時の担当者に確認したところ、「役場では、過年度保険料の納付方法や、特例納付の方法などについて制度の説明は行っていたが、実際に保険料の収納、預かり等を行ったことは無い。申立人は、昭和 51 年 4 月 2 日に役場を訪れ加入手続を行ったが、昭和 50 年度分の保険料は 4 月中であれば現年度保険料となるため、50 年度分を役場で収納した記録となっていることから、申立人が 50 年度分の納付を過年度保険料の納付と勘違いしたものと思われる。」としている。

また、当時、旧 A 町役場では、窓口で過年度保険料納付用の納付書を用意し、希望があれば予め金額を記入の上、金融機関で納付してもらうこと

としていたとしており、昭和 51 年 4 月 2 日時点で納付可能な過年度保険料（昭和 49 年 1 月から 50 年 3 月まで）は、同年 4 月 9 日に納付された記録となっている。

申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。昭和 46 年 4 月 1 日から 56 年 3 月 31 日まで A 社及び同社の業務の一部を移行した系列の新会社である B 社に継続して勤務していたので、両社のどちらかで、厚生年金保険に加入し、保険料についても給与から控除されていたはずなので、未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A 社または B 社に勤務していたことは、申立人の主張のほか、同僚らの証言から推認できる。

しかし、雇用保険の加入記録からは、申立人は A 社に昭和 49 年 7 月 31 日まで勤務していたことは認められるものの、申立期間に係る雇用保険の記録は、いずれの事業所においても確認できない。

また、B 社は昭和 49 年 4 月に設立されているものの、社会保険事務所の記録では、同年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人と共に勤務していた同僚も申立期間は厚生年金保険の被保険者となっていない上、当該同僚からは、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることはできなかった。

さらに、B 社の事業主は既に死亡しており、現在の継承会社の事業主（当時の事業主の子）も保険料控除等の状況が不明としているほか、賃金台帳等の資料も残っていないことから、申立期間において申立人が厚生年金保険料を控除されていた事実を確認することができない。

加えて、申立人には給与明細書等の資料は無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月 1 日から 46 年 4 月 1 日まで
昭和 44 年 3 月に高校を卒業し、5 月 1 日から A 社 B 局（現在は、C 社 D 支社）で臨時雇用員として採用され、その後、職員として勤務していたが、同年 4 月から 46 年 3 月まで臨時雇用員として勤務していた申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 社の年金の給付に要する費用の支払業務等を行っている独立行政法人 E 機構 F 部が保管する履歴カードにより、申立人が昭和 44 年 5 月 1 日から 46 年 3 月 31 日まで B 局の臨時雇用員として勤務し、同年 4 月 1 日に準職員となっていることが確認できる。

しかし、C 社 D 支社に臨時雇用員の厚生年金保険の取扱いを確認したところ、「当時、社会保険の適用事務は B 局で行っていたが、実際の適用決定は、現業機関単位の裁量に委ねられていた。保存期限経過により、関係資料が無く、詳細は不明であるが、勤務状況、雇用期間等を考慮して厚生年金保険への加入を決定していたと思われ、結果として、臨時雇用員については採用と同時に加入させることとしていなかったようである。」としており、B 局の現業機関では臨時雇用員については、必ずしも採用後速やかに厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

事実、申立人が氏名を挙げている同僚について、臨時雇用員の期間の厚生年金保険の加入状況を確認したが、加入記録は無く、この同僚から、申立期間における申立人の厚生年金保険料控除について具体的な供述を得ることもできなかった。

また、F部に確認したところ、「申立期間の厚生年金保険の加入の有無については、参考となる資料等一切がA社から承継されていないため、確認することができない。」としており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。